

『インボイス制度』研修会のお知らせ

令和5年10月1日から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。インボイス制度の下では、「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となるため新たに「適格請求書」の準備及び受け取った際の確認が必要です。この新制度は、課税事業者、免税事業者に関係なく**全ての事業者に係わる**もので、非常に重要な内容の研修となります。よって**経営者及び経理責任者は必ず参加**していただきますよう、お願い致します。

開催日時： 令和3年9月9日（木） 14時00分～15時30分

場所：あいホール 203号室

（浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター）

<アクセス>

〒433-8123 浜松市中区幸三丁目3番1号

※住吉バイパス（国道257号線）沿いケンタッキーフライドチキンの斜め向かい

※駐車場：施設正面にあり（1回につき100円）

新型コロナウイルス対策のため、入室前的手指消毒・検温のご協力をお願い致します。

【内容】 ①インボイス制度とは ②登録申請、制度開始について ③売り手側の対応
④買い手側の対応 ⑤免税事業者の注意点 ⑥質疑応答

【講師】 税理士 小松 忠孝 【定員】 30名

【締切】 令和3年8月31日（火）【参加費】 無料

【申込み】 当事務所ホームページの「問い合わせ」にて、研修会参加希望のことをご記入し、お申し込みください。なお、定員になり次第、締め切らせていただく場合がございますので、ご了承ください。